

第 1 1 回三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成 2 1 年 3 月 3 0 日（月）午後 6 時 30 分から 8 時 40 分まで
- 2 場 所 行徳文化ホール I & I 会議室
- 3 出席者 委員 1 4 名
（欠席委員：6 名 吉田、清野、能登谷、岡本、伊藤、増岡の委員）
- 4 参加人数 3 9 名

5 結果概要

(1) あいさつ

倉阪委員長からあいさつがあった。

(2) 開催結果の確認委員

委員長からの指名により、竹川委員、井口 河川整備課副課長（下原委員代理）が会議開催結果の確認を行うこととなった。

(3) 議 事

議題 1 第 10 回検討委員会の開催結果概要

事務局から資料 1 により、第 10 回検討委員会の概要について説明があった。

議題 2 市川市塩浜地区における自然再生（湿地再生）について

事務局から資料 2 により、平成 21 年 2 月 7 日に開催された市川市塩浜地区における自然再生（湿地再生）に係るワークショップについて説明があり、質疑応答が行われた。

(主な意見等)

- ・観察施設については、第一義的には、市川市並びに市川市民の意向というものを重要視しなければならないのではないかと。浦安も同じく観察施設を考えているが、やはり浦安市並びに浦安市民が引っぱっていく必要があると思う。
- ・ワークショップの主たる目的は、護岸の形状や湿地再生の枠組みの議論の幅を広げるという意味で別案を検討したのであって、ここで地元の方の意見を聞くという手続きとしてこれを公開でやったということではない。（委員長）
- ・1ヘクタールでは小さいので、なかなか理想的な図が描けない。もう少し広げることができないか。
- ・1ヘクタールの中だけでやろうとすると小さくなってしまう。海の干潟の再生を海で行い、内陸の湿地は陸地の方で受け持てば、海のことと内陸湿地の両方を学べるようになり、そのような総合的な学習施設としたい。海の方まで含めて考えるべきであり、決して陸と海とをはっきり分けようとする意味ではない。（市川市）
- ・ワークショップの中で、陸地だけで完結させよう、陸地に干潟をつくらうというような議論をしているわけではないことを理解してもらいたい。（委員長）
- ・漁場再生の方でも、海のマップづくりが出来上がり、流れの問題を検討することになっている。開渠にして入り江状態になると、海の流れができなくなるのではないかと。このことから考えても従来の海岸保全区域は動かさない方がよい。
- ・三番瀬再生会議で海岸保全区域は動かさないという了解事項があったが、より良い案があれば、後ろのマウンドで受けるということもあり得るとの説明が、県の方から以前の検討会の中で説明があった。（委員長）

- ・ワークショップで形になったものにあまりこだわる必要はなく、出てきた要素を具体化するときに、どれくらいの規模や場所が必要になるかを考えていくことが重要である。
- ・湿地を再生するのであれば、汽水域としての湿地を再生することが大切ではないか。
- ・実現化試験計画の策定に当たって、何を目的にするかというところをもう一度考える必要がある。陸上における湿地再生とは淡水の湿地なのか、汽水の湿地なのか、大きな判断の分かれ目になる。(委員長)
- ・淡水と海水が混ざる環境(淡水導入)というのは、本来、猫実川で実証していくことになっているのではないか。
- ・ワークショップの意見として非常に共通していたのが、陸地と海と自然な繋がりを回復したいと考えている点である。市川市案は陸は陸、海は海という形になって、自然としての連続性が完全に断ち切られている。
- ・淡水の湿地を作る場合でも、土手を後ろ側に作ることで、設計の自由度、連続性の自由度が高まるのではないか。(委員長)
- ・防災上の観点から考えると、護岸は前面のままで良いのではないか。
- ・船橋航路西側の漁船が利用している濤筋にカキ礁ではなく砂洲ができており、かなり砂の流入が見られる。高潮に対する護岸本来の防災機能を再検証する必要があるのではないか。そのために、県で実施した深度調査のデータを当委員会でも提示してもらいたい。
- ・円卓会議当時、行徳湿地ワーキンググループの総まとめの中で、平成6年に制定した内陸性湿地の整備の基本計画ではなく、三番瀬の汽水域が減少している中で、40ha近い行徳湿地の汽水域とどのように水を通していくかということが、再生問題で非常に重要であるとの見解が示されている。この点から考えても市川市の方針を再検討してもらいたい。
- ・市川市が提示する案は、本当に市民の意見なのか。再度、問いかける必要があるのではないか。
- ・ワークショップについて、グループ別に出された意見をまとめてもらいたい。

【委員長のまとめ】

- ・今回は、ワークショップの趣旨についてご理解をいただき、ワークショップでの別の案を題材にしてフリーディスカッションを行った。今回これで決定するというのではないので、引き続き検討を続ける。

議題3 干潟的環境形成試験等について

事務局から資料3により、三番瀬再生会議での三番瀬再生実現化推進事業の検討結果、資料4により再生実施計画案、資料5により塩浜2丁目完成護岸前面における生物試験を実施する場合の他のモニタリング測線との重複状況及び設置施設の安定性について説明があり、質疑応答が行われた。

(主な意見等)

- ・再生会議からの助言においては、市川市所有地前面における生物試験及び市川塩浜護岸改修事業の前面箇所における砂移動試験は、事業実施主体の了解を得た上で場所を決定しなさいということであると試験といえども実施することは難しい。今後、護岸改修事業が進行している区域については、護岸のバリエーションの検討に合わせて、「砂的なバリエーションの案」が出てきた段階で取り上げていくことにならざるを得ないと思う。(委員長)

- ・市川市所有地の前面区域については、対照測線に影響するとの意見が護岸の方からあるが、将来的に何らかの形で護岸を整備しなければならないことを考えると対照測線がそのまま維持されることはないと思われる。一方で、干潟的環境を海側に作りたいという地元の意向も踏まえて、再生の必要性については、対照測線があるから砂を置く実験ができないとの判断はおかしいのではないかと考える。(委員長)
- ・検討している試験規模で、試験の効果に結びつくのか疑問である。
- ・自然環境調査等の基本データをまずは重視して、効果的な試験方法を論議した方が、よりの確な評価ができると思う。
- ・まずは、順応的管理に即して、全ての砂が流出しても問題ないレベルから始め、生物の定着状況、砂の流出状況を確認するというのが趣旨であり、この部分については既に議論済みである。再生会議に提案することを前提に、場所の修正について検討してもらいたい。(委員長)
- ・設置する構造物の安定性の計算はこれでいいと思うが、構造物に入れた砂泥が吸い出されると思うので、空隙率ではなく空隙の大きさを確認する必要があると思う。
- ・他のモニタリング調査の測線と近接した場所で試験を実施する場合、情報を提供しつつ試験を行うことで、試験を行うことができないか考えてもらいたい。
- ・市川市所有地前面に汽水域が再現できるのであれば、暗渠の出口に近い場所と離れた場所で生物試験を実施できれば、試験の目的を変更して、猫実川で実施を検討していた汽水域での生物試験の代替えとして実施できれば調査点を減らさず、最大限の効果が得られる実験にならないか。
- ・試験目的が具体的に固まってくることにより、試験の中身もそれに合わせた形にしていくことは合理的である。(委員長)
- ・市川市所有地前面における自然再生に関して、1期埋立以前の護岸の状態が分かる写真や図面があれば、再生イメージに活用できるのではないかと。(委員長)

【委員長のまとめ】

- ・対照測線の意味づけ、解釈について、再生会議や評価委員会では特に問題視されていなかった部分であるので、再度、細川座長の意見を確認しつつ判断したい。

議題 4 その他

事務局から、次回の検討会の開催については、新年度になってから、別途日程調整を行った上で開催する旨報告した。